

都市型軽費老人ホーム トラスト希望丘

重要事項説明書

当施設はご利用者に対して指定介護福祉施設サービスを提供致します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意頂きたいことを次の通りご説明申し上げます。

1 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 03-5316-5377 (午前9時00分～午後5時00分まで)

FAX 03-5316-5376

担当 石井 美代子

※ご不明な点は、何なりとおたずねください。

2 都市型軽費老人ホーム トラスト希望丘の概要

(1) 事業所名と所在地、入居要件

名称	社会福祉法人 楽晴会 都市型軽費老人ホーム トラスト希望丘
所在地	東京都世田谷区船橋6丁目25番25号
入居要件 (利用者の資格)	別紙運営規定第6条の定めによる

(2) 職員の体制

	人員数	業務内容
施設長	1人	業務の管理及び職員等の管理を一元的に行う
生活相談員	1人	利用者の生活相談、面接、援助等の業務に従事する
介護職員	5人	利用者の心身の状況等を的確に把握し、適切な支援を行う。また、夜勤職員を1名配置する。

※調理員は併設、特別養護老人ホーム 世田谷希望丘ホームの職員が兼務します。

(3) 定員及び設備等の概要

定員	20名	洗濯室	有り
居間・食堂	有り	事務・職員休憩室	有り
浴室	個浴(2つ)	面談室	有り
トイレ	6つ	談話コーナー	有り

(4) 窓口受付時間

平日	午前9時00分～午後5時00分
土日	午前9時00分～午後5時00分
祝日	午前9時00分～午後5時00分

3 サービス内容

事業所職員は、次のサービス等を提供します。

(1) 食事

- ・栄養士が献立により作成した食事を次の時間に食堂で提供できるよう準備をします。
 - 朝食 午前7時00分～8時00分
 - 昼食 午後12時00分～1時00分
 - 夕食 午後6時00分～7時00分

- ・新調理システムを導入し、HACCP の概念に基づき、厳格な食品の衛生管理を行います。
- ・利用者から食事の欠食の申し出があった場合、その申し出を受けます。
(※食事代減額の取り扱いについては 4 料金に記載)
- ・利用者から台所の使用希望の申し出があった場合、見守りをします。
- (2) 入浴 ・利用者からの入浴希望に際し、順番等の調整をします。
- ・利用者が入浴を終えるごとに 1 回ずつ浴室・脱衣室の清掃をします。
- (3) 健康管理 ・午前中に 1 度、併設「特別養護老人ホーム世田谷希望丘ホーム」の看護師が健康チェックをします。ただし、利用者が不在等の場合は、午後または翌日に行います。
- (4) 清掃 ・居室以外の共用スペースの清掃等を行い、施設美化・衛生管理を行います。
- (5) 生活相談 ・利用者に対し、各種相談に応ずるとともに余暇の活用および在宅福祉サービスの活用など必要な助言その他の援助を行います。

4 料金

(1) サービスの提供に要する費用

年収	サービス提供費用
1,500,000 円以下	10,000 円
1,500,001～1,600,000 円	13,000 円
1,600,001～1,700,000 円	16,000 円
1,700,001～1,800,000 円	19,000 円
1,800,001～1,900,000 円	22,000 円
1,900,001～2,000,000 円	25,000 円
2,000,001～2,100,000 円	30,000 円
2,100,001～2,200,000 円	35,000 円
2,200,001～2,300,000 円	40,000 円
2,300,001～2,400,000 円	45,000 円
2,400,001～2,500,000 円	50,000 円
2,500,001～2,600,000 円	57,000 円
2,600,001～2,700,000 円	64,000 円
2,700,001～2,800,000 円	71,000 円
2,800,001～2,900,000 円	78,000 円
2,900,001～3,000,000 円	85,000 円
3,000,001～3,100,000 円	92,000 円
3,100,001 円以上	143,600 円

(2) 居住費（家賃相当分） 月額 53,700 円

(3) 生活費（食費・共用部分の光熱費） 月額 44,810 円

(4) 居室にかかる光熱費 個メーターにより精算（実費精算）

※特別なサービスの提供に伴う費用等（利用者個人の負担）

①訪問理美容 実費相当

②医療に関わる費用 実費相当

③在宅福祉サービスまたは在宅介護サービス 利用者負担額

④娯楽費（有料レク費、外出レク費（参加自由）など）、入居者選定の日用品（歯ブラシ、個人で使用するティッシュペーパーなど）

⑤金銭管理・保全サービス 月額 5,000 円（別途契約書有）

(5) 食事代減額

各食事時間の 24 時間前までに欠食のご連絡をいただいた場合は食事代を生活費から減額

します。

各食事時間の 24 時間前までにご連絡をいただいた場合 【減額】(朝 450 円・昼 520 円・夕 520 円)
各食事時間の 24 時間前までにご連絡をいただけなかった場合の欠食分は減額をいたしません

(6) 支払い方法

毎月 15 日までに前月分の請求をいたします。ご指定の金融機関の口座から毎月 27 日に自動引き落としをさせていただきます。お支払いの確認後、領収証を発行いたします。

5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

世田谷区高齢福祉部より送付される入居申込者リストに記載のある方々へ連絡をします。連絡調整ののち、見学・概要説明・質疑等を行います。事業所での入居判定委員会を経て契約を締結します。

※居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前にご担当の介護支援専門員または地域包括支援センター職員とご相談ください。

(2) サービスの終了

①ご利用者のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の 30 日以上猶予期間をもって退去届(様式自由)でお申し出ください。

②自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、即座に自動的にサービスを終了いたします。

※ご利用者が介護保険施設等に入所した場合

※ご利用者が死亡した場合

③その他

当事業所が

※正当な理由なくサービスを提供しない場合

※守秘義務に反した場合

※ご利用者及びご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合

※当事業所が閉鎖または縮小する場合

ご利用者は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。

ご利用者が

※サービス利用料金の支払いを 3 ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、催告から 10 日以内に支払わない場合

※入院もしくは病気等により、3 ヶ月以上にわたってサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合

※ご家族なども含めて当事業所もしくは当事業所のサービス従業者に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合

文書で通知することにより、即座に契約を終了させていただく場合がございます。

6 当事業所の特徴

(1) 運営の方針

事業所は、低額な料金で、身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安があると認められる者であって、家族による援助を受けることが困難なものを入

所させ、食事の提供、入浴等の準備、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与、その他の日常生活上必要な便宜を提供することにより、利用者が安心して生活できるようにすることを目指します。利用者の意思および人格を尊重し、常にその者の立場に立ってサービスの提供を行うよう努めます。地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切なサービスの提供に努めるとともに、世田谷区、老人福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

(2) サービス利用に当たっての留意事項

①食事 ・ 食事の欠食は、事業所職員にお申し出ください。各食事時間の 24 時間前までにご連絡をいただいた場合、朝食代 450 円 昼食代 520 円 夕食代 520 円減額いたします。

毎月 15 日までに発行する前月分の請求にて生活費より減額をいたします。ご指定の金融機関の口座から毎月 27 日に自動引き落としをさせていただきます。お支払いの確認後、領収証を発行いたします。

- ②体調確認 ・ 食事の形態を米飯・常食以外を希望される場合は、お申し出ください。
・ 午前または午後等に併設特別養護老人ホーム世田谷希望丘ホーム看護師が健康チェックを行います。
- ③入浴 ・ ご希望の時間にご利用できないことがありますのでご了承ください。
・ 私物を浴室、脱衣室等に置きっぱなしにはできません。
- ④その他 ・ 外泊をされる場合は、事前に事業所職員へお申し出ください。
・ 許可のない家具・大きな備品・不衛生な物等の持ち込みはできません。
・ 家族や知人等を許可なく宿泊させることはできません。
・ 建物の館内は禁煙です。
・ 居室、共用スペース他、改築や改造はできません。
・ 屋外に洗濯物等を干す際は、お申し出ください。
・ 他の入居者とのトラブルや困りごと等をご相談ください。
・ 居室以外に私物を設置または放置することはできません。
・ 夜 9 時から翌 7 時まで建物の出入り口は施錠となります。左記時間の外出および帰所の際は必ず事前にご連絡ください。

7 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容態の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、身元保証人、居宅介護支援事業者または地域包括支援センター等へ連絡をいたします。

8 非常災害対策

- (1) 防災の対応 消防計画に基づき、速やかに消火活動に努めるとともに、避難誘導にあたります。
- (2) 防災設備 防火管理者を選任し、消火設備、非常放送設備等、必要設備を設けます。
- (3) 防災訓練 消防法に基づき、消防計画等の防災計画を立て、職員及びご利用者が参加する消火通報、避難訓練等を年間計画で実施します。
- (4) 防火管理者 佐藤 幸雄 (世田谷希望丘ホーム 事務長)

9 身元引受人

ご利用者は、契約時にご利用者の残置物や利用料金等の滞納があった場合に備えて、一切の残置物の引き取り及び債務の保証人として身元引受人を定めて頂きます。

- ・ 当施設は、「身元引受人」に連絡のうえ、残置物等を引き取って頂きます。

- ・また、引渡しにかかる費用については、身元引受人にご負担頂きます。

10 連帯保証人

連帯保証人となる方については、本契約から生じる利用者の債務について、極度額200万円の範囲内で連帯してご負担いただきます。その額は、利用者又は連帯保証人が亡くなったときに確定し、生じた債務について、ご負担いただく場合があります。連帯保証人からの請求があった場合には、本会及び施設は、連帯保証人の方に利用料等の支払い状況、滞納金の額、損害賠償の額等、利用者の全ての債務の額等に関する情報を提供します。

11 事業者からの申し出により退所していただく場合(契約解除)「契約書第20条参照」

以下の行為があると認められる時

- ①ご利用者による介護職員への一方的な「身体への接触」「性的な言葉」の繰り返し
- ②ご利用者による介護職員への暴力行為
- ③ご利用者による介護職員への常識を超えた迫害・威圧・言語的虐待・監禁
- ④上記と同等の行為。

12 サービス内容に関する苦情

サービスに関する相談、要望、苦情等は相談窓口担当または次の窓口までお伝えください。

- (1) 当事業所ご利用者相談・苦情担当

担当者 峰岸 正光
電話 03-5316-5377

- (2) 当法人の相談窓口

社会福祉法人 楽晴会
『苦情解決委員会』
電話 03-5316-5388

- (3) 国民健康保険団体連合会 電話 03-6238-0177

上記以外に、お客様がお住まいの世田谷区の総合支所の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

世田谷総合支所	保健福祉課	電話 03-5432-2854 (代表)
北沢総合支所	保健福祉課	電話 03-3323-9907 (代表)
玉川総合支所	保健福祉課	電話 03-3702-1894 (代表)
砧総合支所	保健福祉課	電話 03-3482-8193 (代表)
烏山総合支所	保健福祉課	電話 03-3326-6114 (代表)

13 当法人の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 楽晴会
代表者	理事長 齊藤 淳
所在地	青森県三沢市大町二丁目6番27号大町ビル1階
電話番号	0176-53-3550 (代表)
各事業	養護老人ホーム・特別養護老人ホーム・通所介護・グループホーム有料老人ホーム・小規模多機能型居宅介護・ソーシャルワークセンター 居宅介護支援事業所・障害者就労支援、相談・児童デイ・発達支援

年 月 日

都市型軽費老人ホームの入居開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事 業 者

<事業者名> 社会福祉法人 楽晴会
<所在地> 青森県三沢市大町二丁目6番27 大町ビル
<代表者名> 理事長 齊藤 淳 印
<説明者> 都市型軽費老人ホーム トラスト希望丘

印

私は、契約書および本書面により、事業者から都市型軽費老人ホームについての重要事項の説明を受けました。

利 用 者

<住 所>

<氏 名>

印

身元保証人

<住 所>

<氏 名>

印（続柄 ）